

## ⇨ 平成15年度の不服申立て

**Q** : 国税庁では、このたび、平成15年度の不服申立てなどの概要を公表したそうですが、どのような内容だったのですか？

**A** : 訴訟件数は492件で昭和45年以来の高水準でした。日本も訴訟社会になりつつあるようです。

### 【解説】

国税庁及び国税不服審判所は、このほど平成15年度の不服申立て(異議申立て、審査請求)及び訴訟の概要を公表しました。

それによりますと、異議申立ては、発生件数は5,573件で前年度より454件増え、税目別では所得税、法人税、相続・贈与税、消費税等、徴収関係の事案が増え、源泉所得税や印紙税などが減りました。納税者の主張が認められた件数は、817件で全体の14.6%でした。

また、審査請求については、発生件数が3,477件で前年度より624件増加し、税目別では所得税、相続・贈与税、消費税の事案が増え、源泉所得税、法人税、徴収関係が減少しました。納税者の主張が認められた件数は、818件で全体の22%でした。

税務訴訟については、発生件数が492件で前年度より112件増加し、昭和45年度以来の高水準となり、税目別では所得税、法人税、相続・贈与税などが増加する一方で、消費税が減少しました。納税者の主張が認められた件数は、53件で全体の11.2%でした。

いずれの争いも増加傾向にあり、日本もいよいよ訴訟社会になってきたようです。

